

品川区立健康センター指定管理者候補者の公募について

1. 指定管理者が管理を行う施設

名称	位置
品川区立品川健康センター	東京都品川区北品川三丁目11番22号
品川区立荏原健康センター	東京都品川区荏原二丁目9番6号

2. 指定管理者が行う業務

- (1) 健康づくりに関する事業の運営（トレーニングルーム、健康スタジオなどの運営）
- (2) 貸出施設の運営（ホール、会議室の貸出業務）
- (3) 建物の維持および修繕（清掃業務および施設保全、建物の補修など）

3. 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間

4. 理由

品川区立健康センターについては、平成21年度から指定管理者制度を導入した。第一期の指定管理期間は平成25年度に満了し、平成26年度から平成30年度の第二期の指定管理期間も満了となる。よって、平成31年度からの指定管理者を公募する。

5. 指定管理者候補者の選定

- (1) 選定方法
公募型プロポーザル方式により候補者を選定する。
- (2) 選定委員会の設置
候補者の選定にあたっては、「品川区立健康センター指定管理者候補者選定委員会」を設置する。
- (3) 選定基準
指定管理者の選定にあたっては、次に掲げる事項を選考基準とする。
 - ①使用者の平等な使用およびサービスの向上を図るものであること。
 - ②健康センターの適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。
 - ③健康センターの管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。
 - ④前3号に掲げるもののほか、使用者の平等な使用およびサービスの向上を図る目的を達成するために十分な能力を有していること。

6. 今後の予定

- | | |
|---------|----------------------|
| 平成30年5月 | ・募集要項の配布 |
| 7月 | ・指定管理者候補者選定委員会の開催・選定 |
| 11月 | ・指定管理者の指定の議案提出・議決 |
| 平成31年3月 | ・指定管理者業務の協定締結 |
| 4月 | ・指定管理者業務開始 |

健康センター・施設概要

1. 品川健康センター（平成11年4月開設）

- ①所在地 : 品川区北品川三丁目11番22号
- ②利用時間 : 月～金 9時～22時、土 9時～21時、日・祝 9時～18時
- ③施設内容 : トレーニングルーム（マシンゾーン、ストレッチゾーン、ジョギングロード）
健康スタジオ1・2・3（コース型教室などの実施）
プレイコート（多目的運動室）
ゴルフエリア
貸室（ホール・会議室）
- ④利用料金 : フリー利用（1日500円 時間制限なし）
コース型教室（7, 500円～19, 200円）
プレイコート（1面 30分500円）
ゴルフエリア（1ブース 30分500円）

2. 荏原健康センター（平成9年5月開設）

- ①所在地 : 品川区荏原二丁目9番6号
- ②利用時間 : 月～土 9時～21時、日・祝 9時～18時
- ③施設内容 : トレーニングルーム（マシンゾーン、ストレッチゾーン）
- ④利用料金 : フリー利用（1日400円 時間制限なし）
コース型教室（7, 500円～10, 200円）